

市税(固定資産税・市県民税・軽自動車税)の口座振替手続 令和6年度分の手続き締切日をお知らせします



申し込み締切日は、下表のとおりです。手続きは各金融機関でお願いします。

		固定資産税	市県民税	軽自動車税	
受付締切日	ゆうちょ銀行 以外の 金融機関	全期	3月29日(金)	5月31日(金)	4月30日(火)
		1期	3月29日(金)	5月31日(金)	/
		2期	6月28日(金)	7月31日(水)	
		3期	10月31日(木)	9月30日(月)	
	4期	令和7年1月31日(金)	12月27日(金)		
	ゆうちょ銀行	全期	3月19日(火)	5月17日(金)	4月19日(金)
		1期	3月19日(火)	5月17日(金)	/
		2期	6月20日(木)	7月19日(金)	
3期		10月18日(金)	9月20日(金)		
4期	令和7年1月20日(月)	12月20日(金)			
口座振替日	全期	4月30日(火)	7月1日(月)	5月31日(金)	
	1期	4月30日(火)	7月1日(月)	/	
	2期	7月31日(水)	9月2日(月)		
	3期	12月2日(月)	10月31日(木)		
	4期	令和7年2月28日(金)	令和7年1月31日(金)		

※すでに口座振替手続きが済んでいて、登録内容に変更の無い人は、再度手続きをする必要はありません。
 ※受付締め切り後の申し込みは、全期前納は翌年度から、各期納付は次の期からの開始となりますのでご注意ください。
 ※3年連続して課税が無い税目については、その税目について市での口座振替登録が抹消されます。
 問合せ＝税務課 納税推進係 (内線 273～276)

令和6年度固定資産税の縦覧

縦覧は次の期間となります。

縦覧期間＝4月1日(月)～30日(火)8時30分～17時15分(市役所閉庁日・閉庁時間を除く)

問合せ＝税務課 固定資産税第1係・第2係(内線284～287)

無戸籍問題の解消へ！ 嫡出推定制度の改正

令和6年4月1日以降に生まれる子について①嫡出推定②嫡出否認の訴えのルールが改正されます。それ以前に生まれた人については②の訴えができなくなるので御注意ください。

無戸籍者問題でお困りの人は奈良地方法務局 戸籍課にお問い合わせください。

問合せ＝奈良地方法務局 戸籍課(☎0742-23-5570)

※詳細は法務省HP「嫡出推定 改正」で検索。

[嫡出推定 改正](#) [検索](#)

「福祉タクシー券」を交付します (3月25日(月)から受付・交付)

下記に当てはまる人がタクシーに乗車する時に、料金の一部を助成する、令和6年度分(4月1日～令和7年3月31日)(1人年間1冊)の福祉タクシー券を交付します。

なお、令和5年度分の券は令和6年4月1日以降、無効となります。

対象＝下記の①～③のいずれかにあてはまる人

- ①身体障害者手帳持っている人のうち、視覚・下肢・体幹・脳原性移動機能・内部障害のそれぞれの等級が1～3級の人(総合等級ではありません)
- ②療育手帳Aを持っている人
- ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人

申込・問合せ＝3月25日(月)から配布開始

対象者の各種手帳を持って障害福祉課(内線538・540)へ

